

蜷川小学校育友会会則変更(案)

第6条

1. この会には運営委員会を置き、次のように役員を定めます。

会長…1名 副会長…若干名 各部部長…1名 各部副部長…2名

2. この会の役員は、総会で選出します。

3. 会長は、会を代表し会務を総括します。

4. 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行します。

第7条

1. 本会の事業を円滑に推進するために、次の部を設けます。

総務部…育友会の活動を円滑に進めるための事務、運営を担当します。

学級部…学級ならびに学年の事業について、企画・運営にあたります。

会員の教養を高め、会員相互親睦を深める事業にあたります。

広報部…育友会機関紙の編集・発行にあたります。

バザー実行部…バザーの企画・運営にあたります。

安全サポート部…交通安全や通学環境、学習環境の向上に取り組みます。

以上5部を育友会役員とします。

地区部…所属地区の連絡・広報にあたります。

児童の校外生活指導及び交通安全対策にあたります。

おやじ倶楽部…学習環境向上のための支援をします。

地区部の部長・副部長、おやじ倶楽部の部長は、育友会役員とみなします。

2. 各部の役員は、次のように選出します。

1年生…総務部・学級部・広報部・バザー実行部・安全サポート部を学級から各1名選出します。

2年生から4年生…総務部・学級部・広報部・バザー実行部・安全サポート部を学年から各4名選出します。

5年生…総務部を学年から2名、学級部・広報部・安全サポート部を学年から各4名、バザー実行部を学年から6名選出します。

6年生…総務部を学年から2名、学級部・広報部・安全サポート部を学年から各4名、バザー実行部を学年から6名選出します。また、以上の役員を選出してもまだ役員を引き受けておられない方がおられる場合には、バザー実行部を引き受けていただきます。

(総務部・学級部・広報部・バザー実行部・安全サポート部は、クラス役員
学年役員として協力し合って学級・学年の諸行事にあたります。)

地区部…各地区より1名選出します。(ただし年間行事により増員が必要である場合はこの限りではない。)

おやじ倶楽部…父親有志を募って運営します。

3. 諸事情により役員に欠員が出た場合は、原則として補充しない。

4. 総務部・学級部・広報部・バザー実行部・安全サポート部の各部部長・副部長は、各部員の中から互選します。18年度以降の会長・副会長・育友会5部の各部部長・副部長の経験者は、部長・副部長を互選する際、拒否することができます。ただし、本人の意思による再任を妨げません。

5. 部長は部会を招集・司会をし、副部長は部長を補佐します。

注) 会則変更部分は太字で示されています。

育友会役員に関する変更事項(案)

1. 役員を選出について

(1) 選出方法

育友会会員は一子につき1回以上役員を引き受けることが原則である。現状のクラスごとの役員選出方法だと、役員経験者が多いクラスと少ないクラスで選出時の条件に差が生じる。また、1度も役員に就任せず、児童が卒業に至る保護者もあり不公平である。これらの解決策として、下記のように選出方法を変更する。

(案)・2～6年生についてはクラス役員から学年選出の学年役員とする。

(1年生については現行通りクラス選出とする。)

・6年生の保護者が1度も育友会役員若しくは育友会会長・副会長を経験していない場合は、自動的にバザー一部役員に就任する事とする。

(2) 選出時期

(案)・1～5年生(新2～6年生)は、2月中に学年ごとに保護者が集まり選出する。

(1年生は、現行通り入学式当日クラスごとに保護者が集まり選出する。)

2. 育友会会長 副会長の選出について

現在、次年度の育友会会長・副会長の選出は、現会長が適任と思われる者に依頼するかたちで行っているが、引き受けてくれる人を探すことに苦心している状態である。今後、育友会会長・副会長不在の事態を避け、育友会活動の円滑な推進の為に、下記のように取り決め、会則に明記したい。

(案) 毎年11月に次期会長・副会長の立候補者を育友会員より募る。但し、本人の意志による再任は妨げない。

A. 立候補者が複数名いる場合は、選考委員会にて調整し、全会員に報告する。又、必要に応じて、選挙を行う。選考委員会は、会長・副会長で構成する。

B. 立候補者がいない場合は、当該活動年度の学年役員の中から選出する事とする。会長は5部(学級部、総務部、安全サポート部、広報部、バザー部)には所属しない。又、副会長は5部の部長が兼務することとする。

3. 各部の仕事量の調整について

育友会各部の仕事量をできるだけ平等にし、適切な役割分担を検討した結果、各部の活動内容を後述のようにする。また、各部の仕事量に応じて役員数を調整する。(会則変更案第7条2項)

<各部の活動内容> 下線は追加、※は他部署への移行を表します

総務部・・・

育友会の事業計画、予算案の作成、役員名簿作成
IDカード作成、総会準備・受付、歓送迎会運営
市P連運営委員会への参加

他部署の応援(バザー等)、自治振興会行事(さくらまつり、住民運動会等)の応援を総務部に集約
交通安全アドバイザーの選出(安全サポート部より移行)

※役員名簿の管理、ベルマーク集計を学級部へ移行

学級部・・・

親子ふれあい活動の企画・運営、家庭教育学級講演会の企画・運営
学習参観の受付、学年会計監査、各クラスの電話連絡網の回送

役員名簿の管理、ベルマーク集計(総務部より移行)

アルミ缶の回収(月1回)

親子除草(地区部より移行)

新一年生の役員説明会・選出の手伝い

※懇談会の司会を各担任へ移行

※交通安全教室の手伝いを安全サポート部へ移行

広報部・・・

広報誌の発行(年間発行回数を4回に増)

市P連、県P連主催の広報研修会への参加

育友会ホームページの管理・活用

各種講演会に出席し、ホームページ・広報にて会員へ報告

バザー実行部・・・

バザーの企画・運営

1学期、3学期に学級部親子ふれあい活動の手伝い追加

安全サポート部・・・

夕方2人1組で車での巡回パトロール(平日のみ)

バザー校内パトロール

安全教育研修会参加

交通安全教室の手伝い(学級部より移行)

※交通安全アドバイザーを総務部へ移行